

○新潟市清掃審議会規則（案）

昭和41年 3 月 31 日規則第11号

改正

昭和44年11月26日規則第43号

昭和45年12月23日規則第45号

昭和51年 9 月 24 日規則第42号

昭和57年 3 月 31 日規則第12号

昭和58年 3 月 29 日規則第17号

昭和61年 3 月 31 日規則第 4 号

平成 4 年 3 月 31 日規則第18号

平成15年 6 月 12 日規則第43号

平成17年 3 月 18 日規則第98号

平成17年 9 月 30 日規則第218号

平成19年 3 月 30 日規則第142号

平成31年 4 月 1 日規則第22号

令和 7 年〇月〇日規則第〇号

新潟市清掃審議会規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、新潟市附属機関設置条例（昭和35年新潟市条例第39号）により設置された新潟市清掃審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

（1） 学識経験のある者

(2) 市民

(3) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部循環社会推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

(合併に伴う特例)

2 平成17年10月10日から平成19年9月30日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項中「15人」とあるのは、「20人」とする。

3 平成17年10月10日に委嘱された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年9月30日までとする。

4 令和7年10月1日に委嘱された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。